

旭医大達第58号  
平成30年9月5日

旭川医科大学病院規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 吉田 晃 敏

旭川医科大学病院規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院規程（平成16年旭医大達第84号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改 正 後	現 行
<p>(診療科) 第4条 本院に、診療科（以下「科」という。）を置く。 2 科に必要な応じて領域を置く。 3 本院に置く科及び科に置く領域は次のとおりとする。 第一内科 第二内科 第三内科 精神科神経科 小児科 外科（血管・呼吸・腫瘍，心臓大血管，<u>肝胆膵・移植，消化管</u>）</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u> この規程は、平成30年9月5日から施行する。</p> <p>【改正理由】 外科に新たな領域が置かれることに伴い、所要の改正を行うものである。</p>	<p>(診療科) 第4条 本院に、診療科（以下「科」という。）を置く。 2 科に必要な応じて領域を置く。 3 本院に置く科及び科に置く領域は次のとおりとする。 第一内科 第二内科 第三内科 精神科神経科 小児科 外科（血管・呼吸・腫瘍，心臓大血管，<u>消化器</u>）</p> <p>(略)</p>